

事務連絡
令和6年12月23日

業界団体の長あて

国土交通省
不動産・建設経済局不動産課

「重要事項説明書等の電磁的方法による提供及びITを活用した重要事項説明実施マニュアル」
(令和6年12月版)の公表等について(周知依頼)

平素より国土交通行政へのご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

「宅地建物取引業法」(昭和27年法律第176号)及びその関連規定が改正され、重要事項説明書等の書面の交付を電磁的方法により行うこと(以下「書面電子化」という。)が可能となり、令和4年5月に施行されました。

これに先立ち、国土交通省では、宅地建物取引業者及び宅地建物取引士が書面電子化やITを活用した重要事項説明(以下「IT重説」という。)を実施するに当たり、遵守すべき事項・留意すべき事項を示すことにより、不動産取引に関わる手続を適正かつ円滑に実施できるよう支援することを目的として、令和4年4月に「重要事項説明書等の電磁的方法による提供及びITを活用した重要事項説明実施マニュアル」(以下「本マニュアル」という。)を公表しております。

今般、国土交通省では、更なる不動産取引のオンライン化の推進を図るため、本マニュアルについて内容の充実を図るとともに、本マニュアルの要点等をまとめた補足資料等(以下「マニュアル等の活用支援ツール」という。)を作成し、公表いたしました。

つきましては、貴団体加盟の宅地建物取引業者の皆様に対し、以下の内容の周知をいただきますよう、お願いいたします。

記

1. マニュアル等の活用支援ツールの掲載場所(国土交通省 ウェブページ)

- ITを活用した重要事項説明及び書面の電子化について
(※中段「○マニュアル等の活用支援ツール」)

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk3_000092.html



2. 問合せ先

- 国土交通省 不動産・建設経済局 不動産課 TEL:03(5253)8111